

(10月17日現在)

学校生活の決まり（校則について）

○服装について

- ① 服装は学校指定の通学服とする。
- ② 購入は指定店に限り、変形していないものを着用する。
- ③ カッターシャツの下のシャツは白地（ワンポイント可）とする
- ④ セーターは指定の標準セーターを着用する。
- ⑤ 靴下は白・黒・紺・グレー。（ライン入り、ワンポイントは可。ルーズソックスは不可。）
ストッキングは無地のベージュ、タイツは無地のベージュもしくは黒色とする。
- ⑥ スカートは膝丈、ズボンは腰骨上でベルトをしめる。
- ⑦ 靴は運動に適した運動靴。
- ⑧ ジャンパー、コート類、手袋、マフラーは登下校時のみ着用してもよい。
- ⑨ 衣替えの時期（冬服と夏服の切りかえ）は設定しない。

○頭髪等について

- ① パーマ、染毛、脱色、眉毛に手を加える（剃る・抜く）、剃り込みなどは禁止。
- ② 髪の毛をとめるときはピンやゴムを使用し、リボン・ヘアバンド等の装飾を意図したものは不可とする。（黒・茶・紺を基調とし華美なものは避ける。）
- ③ 化粧、ピアス、装飾品などは禁止。

※今後、生徒会・保護者・地域などで協議する機会を持ち、見直しを進めていきます。